

環境基本計画の策定を支援します

◆環境基本計画とは◆

環境基本法第7条では「地方公共団体は基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府が定める環境の保全に関する基本的な計画です。

国の環境基本計画を受けて、都道府県、市町村などの地方自治体においても、計画策定が進んでいます。

環境基本計画は当該区域の**環境施策を総合的・計画的に推進すること**を目的に策定します。

◆策定にかかる期間◆

標準的な策定期間：**2カ年**

一年目：**【環境基礎調査】**

当該区域の環境の実態、住民・事業者の環境に対する意識から当該区域における環境特性と課題を把握します。

二年目：**【環境基本計画の策定】**

基本計画は、基本的事項、施策方針、計画推進に向けた取組の検討、重点プロジェクトを検討し、最終的に計画として取り纏めを行います。

◆検討の進め方◆

環境基本計画は**住民会議**や**庁内会議**や**計画策定委員会**を設置して検討を行います。

住民会議
(ワークショップ)

◆地元住民の代表者によって構成。
当該区域の環境に精通する生の情報・意見を収集する。

庁内会議

◆庁内の関係部局によって構成。
環境基本計画は環境部局のみならず、他部局との調整、意見集約が必要となる。

計画策定委員会

◆有識者、住民、事業者によって構成。
計画の審議・認証を行う機関となる。

各種会議の支援

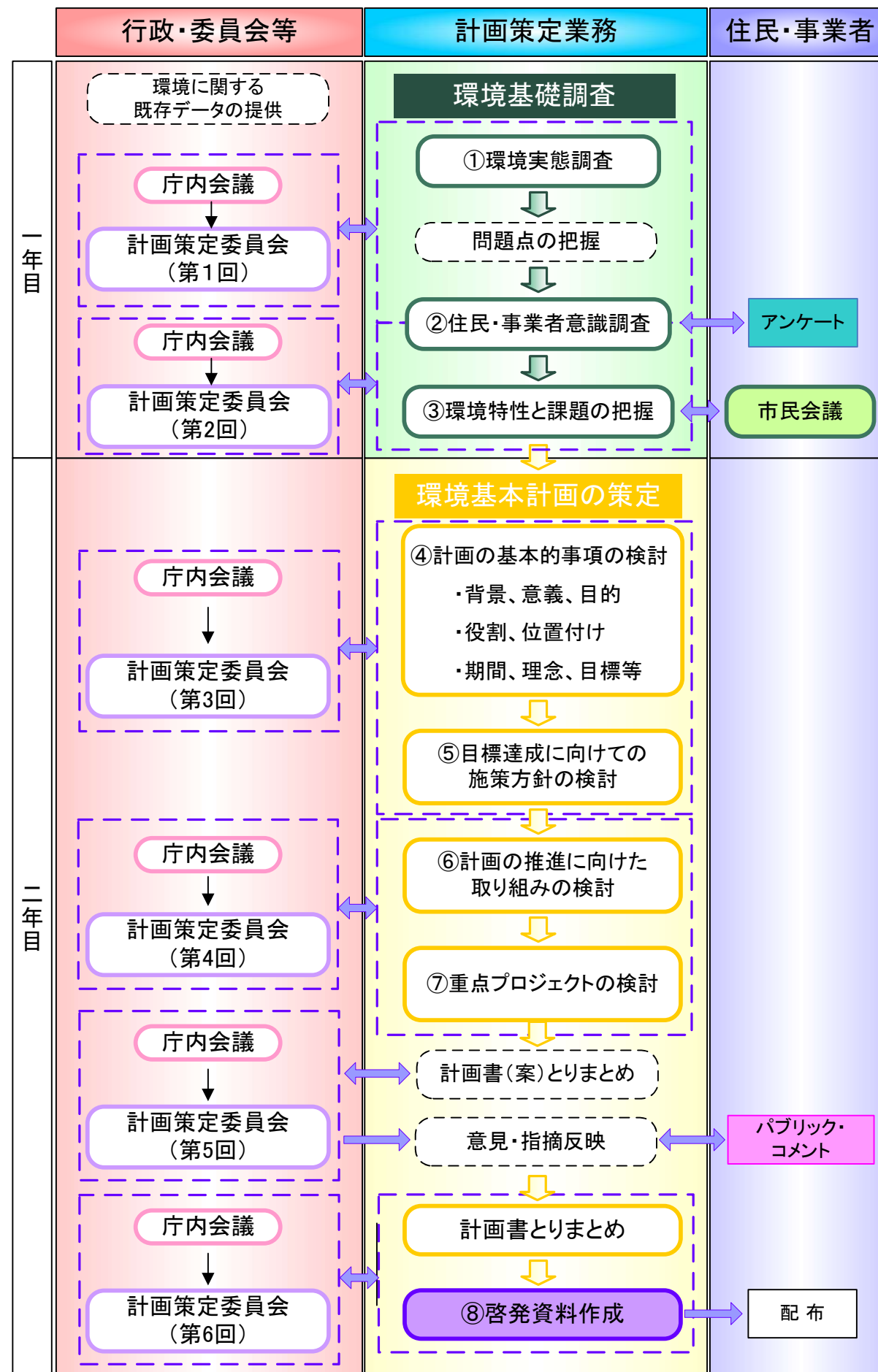
市民会議における会議の進行やファシリテーター、庁内会議・委員会資料を作成するとともに、会議に出席します。

環境基礎調査段階に行う市民会議では、進行役やファシリテーターとして、住民意見の収集・集約を行います。

環境基本計画策定段階に行う計画策定委員会では、委員会での資料作製の他、会議への助言・提言を行います。

庁内会議は計画策定における主要な時点で開催し、庁内の意見集約・調整を行います。

《計画策定スケジュールと検討内容》



環境基礎調査(一年目)

【①環境実態調査】

環境の実態を把握するため、既存データ、文献調査により以下に示す項目について調査を行いません。

- ◆生活環境：水質、大気、騒音等
- ◆自然環境：動物、植物、生態系等
- ◆社会環境：人口、経済活動、土地利用等
- ◆快適環境：緑地、公園、文化財等
- ◆環境保全活動の実態

【②住民・事業者意識調査】

環境の現状と課題を把握する目的で、住民、事業者に対して環境に関するアンケート調査を実施します。

【③環境特性と課題の把握】

①環境実態調査、②住民・事業者意識調査、市民会議により環境特性を把握し、現時点における環境上の課題を抽出します。

また、行政の視点からの課題も明確にするため、庁内会議等の検討結果も参考として、課題の抽出を行います。

環境基本計画の策定(二年目)

【④基本的事項の検討】

計画策定に先立ち、本計画の背景・意義・目的を明確にします。また、各主体の基本的作用及び計画の位置付け、さらに、計画の期間・理念・目標等の基本方針を検討します。

【⑤目標達成に向けての施策方針の検討】

将来的に目指す環境の姿を明確にします。また、目指すべき環境像を実現するため、項目別の個別目標を検討し、目標毎の施策展開の方向性を明らかにします。

【⑥計画の推進に向けた取組の検討】


施策方針を実現するため、事業別の取組を検討します。また、取組毎に各主体別(住民、事業者、行政)の役割を明確にするとともに、事業別の配慮指針を検討します。

【⑦重点プロジェクトの検討】

施策方針を早期にかつ確実に実現するため、計画の推進に向けた取組の中から、重点的・先行的に推進していくべき項目を抽出し、重点プロジェクトとしての詳細検討を行います。

【⑧啓発資料作成】

環境基本計画を市民に啓発し、より実効性のある計画としていくために、市民配布用の環境基本計画リーフレットを作成します。

復建調査設計株式会社 

【広島本社 環境部 新エネ・資源循環課】
広島市東区光町2-10-11
TEL: 050-9002-1747
FAX: 082-506-1892 担当者: 遠矢・石田